

社団法人島根県観光連盟定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人島根県観光連盟(以下「連盟」という。)と称する。

(事務所)

第2条 連盟は、事務所を島根県松江市殿町1番地に置く。

2 連盟は、総会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(目的)

第3条 連盟は、島根県における観光事業の健全な発達と振興を図るとともに、観光を通じて地域の活性化に資することを目的とする。

(事業)

第4条 連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光客の誘致促進
- (2) 観光物産、観光文化の振興
- (3) 観光振興のためのイベント等の実施
- (4) 観光地の美化、観光案内施設の整備等観光地の環境整備
- (5) 観光に関する情報の収集及び提供
- (6) 観光事業従事者の人材確保及び資質の向上のための事業
- (7) 観光事業に係る接遇の向上等に関する調査研究
- (8) 観光事業従事者の福利厚生のための事業
- (9) (1)から(8)の事業の円滑な実施を確保するための基金の造成
- (10) その他連盟の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種別)

第5条 連盟の会員は、次の3種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 連盟の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 連盟の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 連盟に功労があったもの又は学識経験者で、理事会の推薦を受け、総会において承認されたもの

(入会)

第6条 連盟の正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員は次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退会したとき。
- (2)禁治産又は準禁治産の宣告を受けたとき。
- (3)死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4)2年以上会費を滞納したとき。
- (5)除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、退会しようとする場合は、その旨を理由を付して会長に届け出なければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決に基づき、除名することができる。ただし、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)連盟の定款又は規則に違反したとき。
- (2)連盟の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金の不返還)

第11条 既納の会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員等

(役員の種類及び定数)

第12条 連盟に、次の役員を置く。

- (1)理事 20人以上25人以内
- (2)監事 2人

2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長、1人を専務理事とする。

(役員を選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会において互選する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務)

第14条 会長は、連盟を代表し、業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、常務を統括する。
- 4 理事は、理事会を構成し、業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1)連盟の会計を監査すること。
- (2)理事の業務執行状況を監査すること。
- (3)会計又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会又は島根県知事に報告すること。
- (4)前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求し、又は総会を招集すること。

(役員任期)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員総数の3分の2以上の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第17条 役員は無給とする。ただし、専務理事は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 役員費用弁償に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

(顧問)

第18条 本連盟に顧問を置くことができる。

2 顧問は、業界人、学識経験者のうちから理事会の同意を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、本連盟の運営に関する基本的事項について会長の諮問に応ずる。

4 顧問の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

第4章 総会

(総会の種別)

第19条 連盟の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、連盟の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なく

とも7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第26条 総会の議事は、この定款で別に定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名(団体会員にあっては名称及び出席者氏名、書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印をしなければならない。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の招集)

第31条 理事会は、会長が必要と認めるときに招集する。

2 会長は、理事の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の定足数等)

第33条 理事会には、第24条から第27条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

(基金)

第34条 本連盟の財産のうち、次に掲げるものを第4条第9項に定める基金(以下「基金」という。)とすることができる。

- (1) 交付金の一部
- (2) 理事会において基金に繰り入れることを議決した財産

第6章 財産及び会計

(財産の構成)

第35条 連盟の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 補助金等
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(財産の管理)

第36条 連盟の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て会長が別に定める。

(経費の支弁)

第37条 連盟の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第38条 連盟の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経て、島根県知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第39条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで、前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(特別会計)

第40条 連盟には、一般会計のほか、必要があると認められるときは、総会の議決により特別会計を設けることができる。

(事業報告及び収支決算)

第41条 連盟の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経て、その会計年度終了後60日以内に島根県知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第42条 連盟が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借

入金を除き、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、島根県知事の承認を得なければならない。

(会計年度)

第43条 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置等)

第44条 連盟の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の職員は、会長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、島根県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第46条 連盟は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、島根県知事の許可を得て解散する。

(残余財産の処分)

第47条 連盟が解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、島根県知事の許可を得て、連盟と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第9章 補則

(委任)

第48条 この定款の施行について必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、連盟の設立許可のあった日から施行する。
- 2 連盟の設立当初の役員は、第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成5年3月31日までとする。
- 3 連盟の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第36条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 連盟の設立初年度の会計年度は、第41条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から、平成5年3月31日までとする。

附 則

- 1 この定款の変更は、島根県知事の認可があった日から施行する。(平成11年5月21日認可)

附 則

- 1 この定款の変更は、島根県知事の認可があった日から施行する。(平成13年5月23日認可)

附 則

- 1 この定款の変更は、島根県知事の認可があった日から施行する。(平成21年6月2日認可)

附 則

- 1 この定款の変更は、島根県知事の認可があった日から施行する。(平成21年7月29日認可)